

屋外での家庭ごみの焼却については規制強化のため、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の改正により、平成14年12月1日から、小型焼却炉やドラム缶などのほとんどの家庭用焼却炉は使用できなくなつたことをお知らせしてきましたが、まだ、ごみを焼却している家庭がみうけられます。



住みよい環境にするため、皆さんのご協力をお願いします

そのほか、農業用のビニール類の焼却は禁止されていますので、農協に処理を依頼するなど適正な処理をお願いします。

う。

「家庭でのごみの焼却は禁止されています」

ごみと上手に付き合つてじゅうじゅう

(17)

ごみのないきれいな町へ

光町環境美化活動

○栗山川環境ボランティア

期 日 12月4日(日)
集会時間 午前8時30分

光町は、来年3月に横芝町と合併し、新町『横芝光町』となります。ごみのないきれいな町をつくるため、町内一斉清掃を行いますので、みんなのご協力をお願いします。

○ごみゼロ運動

日 12月4日(日)
時 午前7時～8時
期 間 空き地等
場 所 自宅付近の道路や
空き地等

収集方法 缶類・ビン類・燃えるごみ・燃えないごみの4種類に分別し、袋詰めにしてください。
その他拾ったごみは、各集落の集会施設に集めてください。

問合せ

住民課住民環境班

☎ 84-1212

- ・篠本堰(篠本地区)
- ・新井橋(新井・一又地区)
- ・宝米取水場(宝米地区)
- ・栗嶋橋(南条地区)
- ・東陽小体育館北側(東陽地区)
- ・木戸鮭捕獲場(白浜地区)

